交通事故被害者の会

第５６号　2018年4月10日（年3回発行）

発 行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
事務局
001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-18
北海道交通安全協会内
TEL 011-299-9025　FAX 011-299-9026
E-mail　hk-higaisha@nifty.com　ホームページ　http://hk-higaisha.a.la9.jp/

被害者の会は、被害者どうしの支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

講話感想文

悲しみからから芽生えた私の思い

北海道伊達高等学校　2年　東倉 志穂

今回の講話を聞いて今まで以上に考えさせられるものがあったなと思う。

自分が信号を守っていたにも関わらず、信号無視の車に命を奪われてしまった。このように自分が悪くなくとも事故にあってしまうことがある。私も同じ経験をしたので、このような事故を本当に許せない。1日も早くこのような事故が無くなって欲しいと願っている。

私が小学5年生の時、朝、テレビを見るとあるニュースが流れた。洞爺湖町のある交差点で小学5年生の少女が車にはねられて死亡というニュースだった。私は凍りついた。ニュースに流れた小学5年生の少女が、私が保育園から小学３年生までの５年間、一緒に過ごしてきた同級生だった。ほぼ放心状態で学校に行き、教室に入るとクラスメイトの泣いている声が溢れていた。あの光景は今でもはっきり覚えているし、忘れる事はないと思う。この女の子は、友達と横断歩道を歩いていてタオルを落としてしまい、拾おうとしてしゃがみ込んだところに車が突っ込んできた。事故を起こした女性は、「眠くてボーッとしていて信号を見ていなかった。」と話した。本当に信じられなかった。自分が眠くてボーッとしていたからといって、なぜ何も悪くない小学５年生の少女が命を奪われてしまわなければならないのか、私には理解できなかった。

私は友達とクラスを代表して彼女の葬儀に行った。入ってすぐに目に入るのは今までに見たことのない小さな棺。彼女の両親の泣いている顔。見ていることが出来なかった。真ん中にあるのは、いつもの無邪気で可愛い笑顔を浮かべた彼女の遺影だった。花を手向けに前に行くと、彼女の両親が「遠いところわざわざありがとう。なんでうちの子が･･･。」と言った。何も言ってあげられなかった。そして、涙が溢れてきた。そして、激しい怒りを覚えた。この事故以来、私にはある目標が出来た。

私は今、警察官を目指している。なぜなら、私が体験したような気持ちを他の人には体験して欲しくないからだ。このような事故が1日も早く無くなって欲しいと、強く思うからだ。

このような経験をしたら、人は何を考え、何をするのだろうか。今回講話をしてくださった方は、息子の代わりに自分が息子が目指した夢に向かっての勉強をした。他にも子供に代わって大学に入る人、その仕事に就く人など方法はさまざまだが、みんな何らかの行動を起こしている。私は警察官になってこのような事故を無くしたいと今、行動している最中だ。

「事故」は、どうして起こるのだろう。原因には、居眠り・前方不注意・急いでいたからという信号無視などだ。実際、私も夜の部活動帰り友達と青信号を渡っていたところ猛スピードで車が突っ込んできた。その時は、友達が助けてくれ、事故にはならずにすんだ。でもその車は猛スピードのまま走り去って行った。車に乗っていた人は急いでいたかもしれないが、もしその時、事故が起きていたらどうしたんだろう。そのまま走り去るのかな･･･今でも考えることがある。

毎回、長期休業前に命の講話があるが、もしかすると「めんどうくさいな。」とか「自分は大丈夫だから、聞く必要ない。」などと思っている人がいるかもしれない。でも、私は辛い経験をした人たちが涙をこらえながら皆に必死に事故の恐ろしさを知ってもらおうと行動に移している、この気持ちをわかって欲しいと思う。講話から何を感じたか。私達は、被害者にも加害者にも成り得るということ、交通事故で悲しむ人が1人でも減る様にと願い、難しいかもしれないが警察官への道を目指して一歩ずつ頑張ろうと思う。

※ 第７回 命の大切さを学ぶ教室 全国作文コンクールにて、警察庁長官賞受賞

〈今号の主な内容〉①～⑤「命の大切さを学ぶ教室」の感想文と講師の報告 ⑥民法改正による中間利息控除率の変更（青野 渉）⑦「北海道犯罪被害者等支援条例」制定成る ⑨日弁連人権擁護大会の報告（内藤裕次）⑩「刑事法ジャーナル」の特集紹介 ⑪要望事項の報告 ⑫ 編集を終えて、日誌 他

「命の大切さを学ぶ教室」の講話を担当して　真島 勝彦（副代表）

命の教室の話をする際に、息子以明（いざや）の小学生時代から教育大 4 年の頃までの映像と被害者の会の活動を特集した 5 分程度の映像を見てもらったあと、私が最初にすることがある。

これから何が始まるのだろうかと思っている子どもたちにまず、自分の一番大切な人のことを考えてもらうこと、である。自分にとって大切な人はだれか。あの人、この人。しばらく考えてもらってから話を始める。命は不思議なことに自分だけでは完結できないように創られている。人間の誕生には母親と父親が必要だし、花はおしべとめしべがある。そして、おしべとめしべがあるだけではだめで、風や虫が仲立ちをしてくれて命は続いていく。人間も両親だけではなく、その周りのいろいろな人間が仲立ちをしてくれて、夫婦になり命が誕生する。この命は、有限で代わりがない。本当にかけがえのない命なのである。

息子は小学生時代からの夢が実現する道警 2 次試験の日に命を奪われた。大切な長男以明（いざや）の命を守れなかつた、何年たとうと変わらない親の無念さや悔いを語り、子の命を大切に思っている親の気持ちを伝えている。私の話を聴いた中学生、高校生の感想文が交通事故の感想に限られていないのはそのせいもあると思う。

また、私は交通事故被害者遺族であるから、交通事故、交通犯罪が、人間の命を大切にしない人によって起こされている現実を私の息子の事件を例にして話している。信号を守る、交通規則を守るということが人間の命を守ることだということ。違反は命を軽く扱うこと、ながら運転の危険性は車だけでなく自転車でもあることを多くの現実の事件を実例として話している。それと同時に命が自分だけのものではないこと、親や兄弟、友達や先生、誰かとつながっていることを気付いてもらうようにしている。親の子に対する思いを知り、自分の命が他の命とつながっていることを知ることで、自分の命が無条件に大切であること、同じように他の人の命も大切なことを実感してもらえれば、人の役に立つ仕事がしたい、弱い立場の人のために働きたいと思い警察官になろうと考えていた息子が喜ぶことだと子どもたちに話している。

長男亡くした悲しみ語る

伊達高で交通事故遺族が講演

伊達高の全校生徒の前で亡くなった長男の無念さを語る真島さん

【伊達】2010年に交通事故で長男の以明さん＝当時23歳＝を亡くした札幌市北区の真島勝彦さん(60)が伊達高（山崎誠校長）で講演し、全校生徒約330人に事故の悲惨さを訴えた。

以明さんは自宅近くの交差点の横断歩道を自転車で渡る途中、信号無視の大型トラックにはねられ、亡くなった。事故当日は子供のころからの夢だった警察官の採用試験日だった。

20日の講演で真島さんは、自転車や自動車による交通事故の例を紹介した上で「人の命を奪うことになるかもしれないということを忘れないで」と強調。残された家族としての悲しみや苦しみを語り、「皆さんの命は自分だけのものではない」と訴えた。

今年、自動車運転免許を取得する予定という3年の安藤大輔さん(18)は「事故の加害者にならないよう今回の話を心に留めたい」と話した。

（綱島康之）

北海道新聞　2017 年 7 月 26 日

命の大切さを学ぶ教室　生徒の感想文

※　以下３編は前記作文コンクールにおいて「犯罪被害者支援室長賞」受賞

もしも

北海道伊達緑ヶ丘高等学校
1 年　今野 怜美

職員室から、人が急ぎ足でこの教室に向かって来る音がする。そしてやって来た先生が息を切らしながら私にこう言う。「今お母さんから連絡がありました。今すぐ病院に向かう準備をして下さい。お父さんがあなたを迎えに学校に来るそうだから。」

もし、自分の兄弟がどこかで交通事故にあったら、私はこんな風にそのことを知るのだろうか。想像するだけで、胸がギュッと締めつけられる。

私には、２人の兄弟がいる。１人は二つ年上の兄だ。小さい頃から私のあこがれだ。もちろんそんなことを本人に伝えたことは一度もないが。兄は、勉強も部活も友人との関係も、全てにおいて人より上手くやっているように見える。性格は真面目で冷静であるが、とても明るくリーダーシップのある人だ。周りはそんな兄を、何でもこなす凄い人だという。しかし私は、兄がどれだけ努力しているか知っている。何事にも真剣に取り組み、周りの人のことと、自分の将来をいつも考えて居る兄だから、私は今でもあこがれているのだと思う。

二人目は、一つ年下の弟だ。弟は、友人がとても多く、遊ぶことに全力を使ってしまうようなのんき

な人だ。親や祖母は毎日のように、弟のことを心配したり怒ったりしている。私も弟とはよく喧嘩をしてしまう。しかし、盛り上げ上手で明るい弟が家にいることで、私達家族には笑顔があふれていると思う。自分よりも友達や家族、後輩のことを優先してしまう優しい弟だから、私達は心配しすぎてしまう。優しくて人望のある彼もやはり、私にとっての自慢の弟だ。

そんな兄や弟がもしもいなくなってしまったら。私は立ち直ることができるだろうか。もしもそんなことが起こってしまったとき、まずは何故兄だったんだろう、何故弟だったんだろうと考えてしまうと思う。今までの行動を振り返り、あの時こうすればよかったと後悔すると思う。子供を亡くした自分の両親の顔が、あまりに辛くて見れないと思う。今までの生活がどれだけ幸せだったのかと感じるのだろうと思う。

ここまで作文を書いていて、私はあることがわかった。それは、私にとって兄弟2人がどれほど大きな存在かということだ。2人のことをここまで真剣に考えたのは、もしかしたらはじめてだったかもしれない。改めて自分には兄と弟が必要なんだとわかった。

そんな2人と私が兄弟になったのは、母のお腹から順番に生まれてきたからだ。一つの命を授かることは奇跡だというが、それが3回あったのだ。頑張って私達を生んでくれた母に感謝を伝えたいなと思った。3人で楽しくやっていけている今という時間を、大切にしていかないといけないと思った。

最後に、人の死は突然やってくることもある。今だって、日本中で、世界中で誰かがその命を落としている。それは決して人事ではない。私は、家族みんなが元気でいてくれている今がとても幸せだと思った。大人になると、いつでも一緒だった私達兄弟も、きっと別々で暮らすことになる。しかし、母がつなげてくれた命だ。離れて暮らしていても、かけがえのない兄弟の存在を、私は忘れないでいたい。当たり前を思っていた幸せに気づけてよかった。

私の考える「命」

札幌市立中央中学校
2年　佐藤　冴耶

「命」について私は深く考えたことがありませんでした。命の重さを、大切さをわかっていませんでした。もしかしたら命のことをあたりまえと思い込み、わかろうとしなかったのかもしれません。

テレビの中で流れる亡くなってしまった方のニュースも、今までは「可哀想」という気持ちを持つことしかありませんでしたが今回の教室の講師の方が声を震わせながら事故で命を失ったご長男のお話をされているのを聞いて、亡くなった方の周囲が一番悲しいと強く感じ、胸が張り裂ける思いになりました。

私はこの教室で命について考えたところ、命に対する思いが大きく変わりました。

まず「自分の命」を大切にしようと考えました。私は人生の中で一度だけ「死にたい」と本気で思ったことがありました。その時に私の家族は泣きそうな顔をして必死に、

「お願い！そんなこと言わないで！」

と言っていたのを覚えています。私がどれだけ死ぬときに悲しんだとしても、家族はそれ以上に悲しみ、一生苦しい思いをすることを考えたら、もう「死にたい」なんて言えません。自分の命の重さを理解した上で、私を大切にしてくれた家族に「ありがとう」を伝え、私も家族を大切にして生きるべきなのです。

そして「周囲の命」も大切にしようと思いました。最近は学校でのいじめで自殺してしまう人が増えています。自殺をする人にとって「死」という選択は「自ら選ぶもの」ではなく「誰かに選ばされるもの」だと私は考えます。

たとえいじめではないという気持ちでも、「死ね」、「消えろ」といった言葉は相手の心に深く消えにくい傷を刻み込み、相手やその周囲の人に不快と悲しみを与えてしまいます。そのせいで相手がどうなっても、責任など取れるはずは一生ありません。相手の命を非難するような言葉は、どんな時にも、どんな人にも言ってはいけないのです。

私は命の重さと価値は、この世界中の誰もが同じだと思います。全員の命が重く、必要のない人などいません。たしかに生きていく中で、「この人はすごい！」という人が何人もいるかもしれませんが、命の本質だけは絶対に変わりません。

私達に「死」は必ずやってきます。逃げることはできません。その時がいつかもわかりません。だから「明日」じゃないんです。本当に大切なのは「今」なんです。巻き戻すことはできません。最後に「良かった」と胸を張れる人生にしたいんです。そのために必要なのが「命」なんです。

今回の教室で、私は命と向き合い、これからも頑張って生きようと思うことができました。講師として来てくださった真島さん、貴重なお話を本当にありがとうございました。

私のための命。みんなのための命。

白老町立白老中学校
2年　今井　渚

自分1人しかいない世界では、命は成り立たないと私は思う。なぜなら命は、私のための命だがみんなのための命でもあるからだ。命とはとてもうれしくて、切ないものだ。

私を大切に思ってくれる私の大切な人。その人達との辛い別れがいつかくる。それがとても切ない。どうせ別れがくるのになぜ人は出会うのだろう。それなら最初から出会わない方がいいではないかと考えていた。でもその考えは「命の大切さを学ぶ教室」での話を聞いて変わった。出会う事に意味がある。そして出会った瞬間、私のための命は、みんなのための命にもなる。そう考えた。私は幼い頃に祖父を亡くしている。あまり覚えてはいないが、祖父が亡くなった後の事はよく覚えている。骨になった祖父を見た時に「あれおじいちゃんはどこ」と思った。私はまだ小さくて死ぬという事が分かっていなかった。もう動かない大好きな祖父を見た時も、祖父が死んだ実感がなかった。だけど今、思い出すと、とても切ない気持ちになる。あぁ命がなくなるって、もう会えないって事だ。やっぱり別れは辛い。でも命は本当に大切なものなんだ。気付けて良かった。

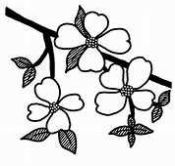

今の私は、命を大切にしているともしていないとも言えない。何回か、死にたいと思った事がある。うまくいかない事があると、どうしても思い悩んでしまう。でも今までとは違い命の意味と大切さを分かっている。だから、そんな簡単に「死」なんか選べない。この命はみんなのための命でもあるから、祖父が亡くなった悲しみと切なさを、味あわせる事なんてしたくない。私もしたくないからたぶんみんなもそうだろう。だからもし私が思い悩んだ時は、祖父とみんなの事を想ってみよう。みんなための命だと思ってみよう。

私の言う、自分のための命とは、言葉の通りの意味だ。それを考えた時、私は自殺という「死」が頭に浮かんだ。自殺。たぶんこの世で一番残酷な殺人罪だ。自分で自分の命を奪うなんてしちゃいけない。でも、私もいっそ自殺してしまえばと思う事がある。私は、その時、自分の命なんだから別に、と死んでもいい理由をみつける。でも、やっぱり私のための命は、みんなのための命なのだ。そしてまだみぬ将来の自分のための命なのだ。だからこの命を大切にしなくちゃいけない。どれだけ苦しくても辛くても守ってあげなくてはいけない。この命は。それが出来るのは、この世でたった一人、自分だけだから。

私の命とは、今、文章を書いている。これも立派な私のための命。それがうれしい。私も生まれたからにはいつか死ぬ。それは変えられない未来だ。それが切ない。だが、それまでは人一倍命を大切にして生きよう。自分の胸に手を当てて、鼓動を感じた。私はそれが、とてもうれしくて切なかった。

講話を振り返って

江別市　髙石　洋子

思えば人前で話しをさせていただくようになって15年経ちました。話の度に原稿を書き直し、原稿を読みながら一生懸命話していたことを思い出しました。生徒さん達を直視することが辛くて、話しながら泣きそうになったり、泣いてしまったり。今自分は少しは成長できたのかしら？と思います。

道警の依頼で「命の大切さを学ぶ教室」の講師を依頼されてからも9年の時が経っていた事に、時の速さを実感しています。

突然、子供を失う恐怖を語り、交通犯罪のむごさを知らせながら、いじめであったり、自ら人生を終わらせたいと思っている子らに語りかけてきたつもりです。ですが、世の中中々変わっていない様に感じます。自分の中で講話への限界を感じていた時、道警から「感謝状」という重たいものを頂いてしまいました。

他の講師仲間が素晴らしく活動をしているのに、私は動けていないので申し訳ない気持ちです。でも、「もう少し頑張って下さい」ということなのかな～と受け止めます。道警の皆様、有難うございました。

命の大切さ 涙ながらに

飲酒ひき逃げで次男を亡くす

江別の高石さん講演

遠軽・南中

【遠軽】2003年に当時16歳だった次男を飲酒ひき逃げ事件で亡くした江別市の高石洋子さん(55)の講演会が南中で開かれた。高石さんは全校生徒約170人を前に交通事故の悲惨さと命の大切さを訴えた。

南中と遠軽署が14日に開催。高石さんは「悲劇をなくすために」と題して講演し、次男がアルバイトの新聞配達に向かう途中、乗用車にひき逃げされた事件の経過を話した。搬送先の病院で遺体を前に「体中が震

「1分1秒を無駄にしないで一生懸命生きてほしい」と呼びかける高石洋子さん

北海道新聞　2017年12月19日

普段の生活の中で命を感じて欲しい

南幌町　白倉 裕美子

交通事故のニュースを毎日のように目にする日常に無力感を感じつつも、子供たちに話し続けることでいつか変わるのではないかとの期待を持って生徒たちと向かい合っています。

講話をする際いつも心がけている事は、ふとした時に思いだすのではなく、普段生活している中で命についてや生きている事のすばらしさについて感じてもらえるように、普段の何気ない挨拶や会話の中にたくさん大切にしなければならない事があるのだと気づいてもらえるよう話をしています。

昨年は、美紗と共に過ごした時間と美紗の命が交通事故で奪われてから同じ14年という月を迎え、私にとって一層辛い一年ではありましたが、その分、生徒たちに交通事故の悲惨さや遺されたものの悲しみ辛さを伝えられたと思います。

この度道警より、長年講師をつとめている事への感謝状を、自宅にて美紗の前で頂けたことはとても嬉しく、これまで美紗と共に命の大切さを生徒たちに語り続けてきたのだと改めて実感することができました。

継続して話し伝える事で、講話を聞いた生徒たちが被害者にも加害者にもならない社会となることを祈っています。

会員の体験講話が1000回を超えました

代表　前田　敏章

道新が報じてくれましたように、当会が発足直後の2000年から要請に応じる形で体験講話を行って18年になりますが、これまで延べ27人の会員で担った講話の回数が1,088回を数えました（注）。聴講者数も21万人を超えます。（うち、中学高校は457回、聴講者15万人。なお、昨年度の体験講話は、8人の会員で95回、聴講者数は16,443人でした）

そして、この度、私たちの講話活動の励みとなることが二つありました。

真島さんの講話を聴講した中高生の感想文4編が全国表彰を受けたこと、そして、「命の大切さを学ぶ教室」が開始された2009年以来講師を務めている、高石さん、白倉さん、前田の3名に、道警警務部長名の感謝状が授与されたことです。

もちろん、感謝状は、これまでの講話や活動を担ってきた全会員へのものであると思います。会員諸氏、関係機関に感謝を込めて報告させて頂きます。

※注　発足当初の2000～04年は、道の環境生活部交通安全対策室が取り組んだ「心に響け被害者の声！100万人講習」の講師を務める形で、全道多くの会員で講話を行いました。そして2009年からは、犯罪被害者等基本計画で位置付けられた警察庁の事業「命の大切さを学ぶ教室」が始まり、中学校での体験講話も加わって、講話回数が飛躍的に増えました。

家族失うつらさ知って

佐呂間中で交通事故遺族語る

交通事故被害者遺族の苦しみを訴える白倉さん

【佐呂間】佐呂間中（久井俊範校長、115人）で25日、「命の大切さを学ぶ教室」が開かれた。交通事故で長女を亡くした空知管内南幌町の白倉裕美子さんが事故の悲惨さや遺族の思いを語った。

同校と遠軽署の共催。白倉さんの長女は中学3年生だった2003年9月、登校中にトラックにはねられ亡くなった。

全校生徒や保護者らを前に白倉さんは「登校前に一言かけていれば事故に遭わなかったかもしれないと自分を責め続けた」と遺族の苦しみを説明。「『ただいま』『お帰り』といった日常会話ができる幸せをかみしめ、大切な人が突然奪われるつらさに思いをはせてほしい」と訴えた。

町内では8日、乗用車とトラックが正面衝突し1人が死亡する事故が発生している。2年の平戸理久さん（14）は「いつ自分や家族が事故に遭うかわからない。家族にも運転する人がおり、気をつけるよう声をかけたい」と話していた。

（城戸将樹）

北海道新聞　2018年1月27日

輪禍ない社会願い講演1000回

道交通事故被害者の会

交通事故で家族を亡くした遺族らでつくる「北海道交通事故被害者の会」（前田敏章代表）の講演活動が千回を超えた。1999年9月の発足以来、延べ約20万人に、家族を奪った事故による苦しみや交通安全への願いを伝えてきた。一方、飲酒運転など悪質な事故は絶えず、同会メンバーは「語り続けなければ」と決意を新たにしている。

絶えぬ悪質運転「語り続けなければ」

「娘のアルバムは今も開けない。娘を見たら悔しくつらくなる」―。札幌市立屯田北中で今月15日、前田代表（68）＝同市西区＝は言葉を詰まらせながら生徒約280人にそう訴えた。

講演を聴き終えた3年生の万谷大空さん（14）は「今日の話を忘れず、将来は安全運転したい」と話した。

前田さんの長女は高校2年生だった95年、千歳市でワゴン車にはねられ亡くなった。前田さんは「娘の死を無駄にしたくない。社会の教訓にしてほしい」と、今まで会で最多の434回の講演を重ねてきた。

同会ではこれまで、会員27人が道内各地の中学、高校を中心に、企業や刑務所なども訪れ講演。今年5月で千回を迎え、現在は1035回だ。前田代表は「当初は事故だから仕方がないという声もあった」と明かす。

しかし、福岡市で2006年に飲酒運転の車に追突され幼児3人が亡くなった事故をはじめ、悪質な事故が社会問題化したことで、講演での聴衆の反応も変わった。前田さんは「交通事故に対する道民の目が厳しくなっている。講演もその一助になれば」と語る。

14年に小樽市で海水浴帰りの女性4人が死傷した飲酒ひき逃げ事件では、同会や遺族が厳罰を求め署名活動を展開。自動車運転処罰法の中で、過失致死傷罪から罰則のより重い危険運転致死傷罪に訴因変更された。飲酒ひき逃げで次男を亡くした会員の高石洋子さん（55）＝江別市＝は「悲惨な事故を起こしたらしっかり処罰されないといけない。訴因変更はその思いが通じた」と振り返る。

道警交通部幹部は「家族を失った事故を語るのはつらいこと。千回を超えたことに敬意を表したい」。前田代表は「交通事故の悲しみは私たちだけで十分。事故ゼロを目指して活動を続ける」と力を込める。

家族を奪う交通事故の悲惨さを訴える前田敏章さん＝15日、札幌市北区

北海道新聞　2017年9月24日

民法改正による中間利息控除率の変更について

弁護士　青野　渉

１　法律改正のご説明

平成32年４月１日に改正民法が施行されます。今回の改正により、施行日後に発生する交通事故被害者の損害賠償請求権の金額の計算方法は、従前とは大きく変わることになります。

交通事故の被害者者が損害賠償請求を求める場合、「逸失利益」が損害のうちの大きな割合を占めます。「逸失利益」は「死亡したり、後遺障害が残ったために働けなくなり、収入を得られなくなったことによる損害」です。例えば、35歳で年収500万円の被害者Ａさんが交通事故による後遺障害（脳や背髄の損傷）で寝たきりになったとします。この場合、後遺障害等級は最重度の「１級」となり、67歳までの32年間について労働能力を100%失ったものと考えられ、現在の裁判実務では、逸失利益は約7901万円と計算されます。500万円×32年＝1億6000万円ではなく、約7901万円となるのは「中間利息」を控除しているためです。将来32年間にわたって、毎年毎年もらえるはずの年収の合計を、事故時点で一括して受領すると、被害者は、受領した賠償金を運用して増やすことができます。そうすると、被害者は利息の分だけ「貰い過ぎ」になるので、あらかじめ利息部分を計算して控除します。これが「中間利息控除」です。

従前は、中間利息控除の際の利率は年利５%で行われていたのですが、改正後は、年利３%で計算することになります。年利３%で計算すると前述したＡさんの逸失利益の額は1億0194万円となり、年利５%の場合に比べて2293万円多くなります。

今回の民法改正は、改正条文が数百に及ぶ大改正ですが、中間利息控除率に関する改正が、実際の裁判に最も大きな影響のある改正点と思われます。

２　改正に至る経緯

平成８年以降、一般市民が安心して運用できる利殖手段（定期預金）の利率は年利１%未満の状況であることは周知のとおりです。つまり、「被害者は受け取った賠償金を年利５%で増やせるから、その分を差し引く」という方法は、被害者にとって極めて酷な計算方法です。

この問題については、二木雄策「交通死」（岩波新書・平成９年）が大きな問題提起をしました。二木先生は経済学者ですが、娘さんを交通事故で亡くしておられます。その際の経験をもとに、現在の実務（保険業界と裁判所）でまかりとおっている非常識について、様々な観点で鋭く批判されました。なかでも「没論理的」と評して厳しく批判していたのが中間利息控除の問題です。この本の影響もあり、裁判で、多くの被害者が、「中間利息控除率を民事法定利率（５%）とするのは高すぎる。今の時代に被害者が年利５%で利殖できるはずがない。」と声をあげました。しかし、５%より低い数値を採用する裁判例は極めて少数でした（平成８年～平成16年までの公刊物掲載例で18例）。その中で北海道の土場俊彦君の御両親が提起した裁判で、札幌高等裁判所は、中間利息控除率を３%とすべきとの画期的な判断をしました（会報15号）。この事件は被告側が上告し、最高裁判所は、平成17年6月14日、札幌高裁判決を破棄し、中間利息控除率は「民事法定利率（＝５%）によらなければならない。」との判断を示しました（会報19号）。最高裁判決では原告側の主張に一定の理解を示しつつも、裁判官ごとに中間利息控除率が区々になることは膨大な数の裁判実務に混乱をもたらすことを理由として、中間利息控除率は民事法定利率に統一せざるを得ないとしたものです。いわば「５%は高すぎるとは思うが、事案ごとに裁判官が２%か３%か４%かを決めるのは無理だ。法律できちんと決めてくれ。」と、問題を法改正に委ねたのです。ちょうど民法大改正が動き出した時期でもありましたので、この問題は民法改正のテーマの一つとなりました。最終的に、今回の民法改正で「中間利息控除率は年３%」と明記されました。

今回の改正法の立法過程では、法制審議会が「中間利息控除率は従前どおり５%とする」という「中間試案」を公表したこともありましたが（2013年）、北海道交通事故被害者の会をはじめ、交通事故の被害者団体等から多数の批判が寄せられ、最終的に３%となったものです（会報42号）。

土場さんが最高裁まで戦って提起した問題が、最高裁判決から15年経って実を結んだといえます。

３　改正後の変動について

定期預金利率が１%未満の状況が20年以上にわたって継続していることからすれば、私個人としては中間利息控除率は１%程度が適正と思います。しかし、そうすると、賠償額が激増し、自動車保険の保険料を引き上げるといった問題も生じてくるので、３%が限界だったのだろうと推測します。

なお、今回の改正法では、今後の実勢金利の状況によって中間利息控除率が変動することも予定されていますが、事実上、３%から上がることはあっても、下がることはない規定になっております。

報 告

「北海道犯罪被害者等支援条例」制定！ 4月施行
今後の課題は、全市町村での支援体制の整備と充実

犯罪被害者等支援の基本理念を定め、道、道民等の責務を明らかにし、支援施策を総合的かつ計画的に推進するための「北海道犯罪被害者等支援条例」が2018年3月20日の道議会で可決され、４月1日施行となりました。（経過等は会報53～55号）

「計画」があるので特化条例の必要はない、という数年前までの道の姿勢に変化を与えた背景には、2016年の国の第3次基本計画が、潜在化しやすい犯罪被害の問題や中々進まない生活支援等の充実のために、地方自治体における専門職員の活用など具体策を強調したことがあると思われます。

そして、条例案を示し、全国各地でシンポを開催してきた「被害者が創る条例研究会」や、当会も参加しているハートバンドの取り組みが、奈良県や大分県などでの新たな条例制定につながり、全国的なうねりとなりました。

道条例の内容は、昨年7月に「条例研究会」が主催し当会が協力して取り組んだ札幌シンポジウムの成功もあり、道の「懇談会」を通して当会の意見も多く取り入れられました。①基本理念と責務に「二次被害」の防止が明記　②推進体制整備で人材の育成と専門職員の配置が明記　③「日常生活及び社会生活の支援」が自治体の役割として明記　④施策推進のために「被害書等の意見の把握」が明記、などです。

今後の課題は、道内179市町村での支援体制の確立　道条例はスタートライン

被害者等が直接支援を受けるのは、住んでいる市町村です。道条例制定を再スタートラインと捉え、札幌市をはじめ道内179市町村どこでも、必要な支援が受けられる状況を作ることが、今後の課題です。

現状の道内自治体では、いわゆる「安全安心まちづくり条例」の1項として被害者支援が置かれている自治体が殆どで、特化した条例をもつ自治体は８町、経済的支援は、広尾町（見舞金と貸付金）と北斗市（見舞金）のみであり、付添支援や家事援助、公営住宅の優先入居など、何らかの生活支援が可能な自治体も6割程に止まっています。

下記は、昨年の札幌シンポで、パネリストとして登壇・報告いただいた、兵庫県明石市の、条例に基づく被害者支援の内容です。

〈参考資料〉兵庫県明石市の被害者支援概要

◆相談・情報提供：精通弁護士や臨床心理士による相談
◆経済的支援：支援金（30万円）、貸付金（50万円）
◆日常生活の支援：家事援助、介護支援者の派遣、一時保育に要する費用補助など
◆安全の確保：一時保護など
◆居住の安定：家賃補助、転居費用補助、一時的な居住のための住居の確保
◆刑事被告事件の手続に参加する際の旅費の補助
◆立替支援金
（昨年7月の札幌シンポでの配布資料より）

一歩踏み出した自治体の取り組みに大いに学び、必要な支援であるのに、住む地域によっては受けられない、ということが無いよう、基本法第５条の具現化を切に願うものです。　（前田記）

犯罪被害者等基本法
第５条〈地方公共団体の責務〉
「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」

〈資料〉

北海道犯罪被害者等支援条例

第1章　総　則

【 目的 】

第１条　この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに道、道民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に寄与することを目的とする。

【 定義 】

第2条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（３）二次被害　犯罪等による被害を受けた後に、人々の心無い言動又は無理解、プライバシーの侵害等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失等の犯罪被害者等が受ける被害をいう。

（４）犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、また軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。

（５）民間支援団体　犯罪被害者等支援を行うことを主た

る目的とする民間の団体をいう。

【 基本理念 】

第3条　全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

２　犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援を途切れることなく受けることを旨として推進されなければならない。

４　犯罪被害者等支援は、国、道、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

【 道の責務 】

第4条　道は、前条に規定する基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という）にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【 道民の責務 】

第5条　道民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【 事業者の責務 】

第6条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うよう努めるものとすする。

【 民間支援団体の責務 】

第7条　民間支援団体は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援支援を推進するよう努めるとともに、道及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章　基本的施策

【 基本計画 】

第8条　知事は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）犯罪被害者等支援に関する施策についての基本的な考え方

（２）犯罪被害者等支援に関する具体的施策

（３）前２号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

【 推進体制の整備 】

第９条　道は、専門的知識又は技能を有する職員の育成及び配置をするよう努めるとともに、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携して、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

２　道は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等に対して日常生活又は社会生活の支援を行う専門的職員又は技能を有する人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

３　道は、市町村並びに民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する及び民間支援団体等を組織しようとするものが適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【 相談及び情報の提供等 】

第10条　道は、犯罪被害者等が早期に円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【 日常生活及び社会生活の支援 】

第11条　道は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、一時的な利用に供する住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

【 安全の確保 】

第12条　道は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

【 道民及び事業者の理解の増進 】

第13条　道は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について道民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

２　道は、犯罪被害者等の雇用の安定の重要性について事業者の理解を深めるため、必要な施策を講ずるものとする。

【 道民の意見の把握等 】

第14条　道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、犯罪被害者等をはじめ広く道民の意見の把握に努めるとともに、犯罪被害者等支援に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

【財政上の措置 】

第15条　道は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

１　この条例は、平成30年4月1日から施行する

２　知事は、この条例の施行の日から起算して2年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

日弁連第60回人権擁護大会シンポジウム参加報告

副代表・弁護士　内藤 裕次

１　はじめに

平成２９年１０月５日，滋賀県の「びわ湖プリンスホテル」で，日本弁護士連合会の第６０回人権擁護大会のシンポジウムが開かれました。シンポジウムは，第１分科会から第３分科会まであり，そのうちの第１分科会では，「あらためて問う『犯罪被害者の権利』とは　～誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ～」というテーマで，犯罪被害支援問題が取り上げられましたので，その内容を簡単にレポートしたいと考えます。

ちなみに，私は，日本弁護士連合会の犯罪被害者支援委員会の委員として，その運営の一部に携わりました。

２　概要

このシンポジウムは，５時間以上にわたって行われました。まず，犯罪被害者支援施策の現状の問題点を掘り下げるところから始まり，自治体における支援としての条例制定の重要性，性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの役割，北欧諸国の犯罪被害者庁の視察報告を経て，パネルディスカッションを通じて被害者の権利について考えました。最後に，日本版被害者庁の創設のための問題点と展望について詳しく述べられました。

なお，今回のシンポジウムは，被害者に対する民間と行政による支援を考えることが主たるテーマとなっておりますので，刑事手続上の支援については別の機会に譲った形になっています。この点，ご了解ください。

３　被害者支援施策の現状の問題点

被害者に対する経済的支援制度が不足しているという点につき，複数の被害者に対するインタビュービデオが上映されました。

そこで現れた意見の幾つかを紹介すると；

- 国が被害者に代わって，加害者から取り立てれば良い
- 損害賠償請求権については，消滅時効制度をなくすべきだ
- 捜査段階から公費による被害者のための弁護士選任制度が必要である

というものがありました。

国が加害者から取り立てる制度については，殺人等の重大犯罪については特に被害者に対する弁償がなされてないことを考えれば，是非とも導入が必要です。しかし，これを実効性のあるものとするためには，国による国民の財産の把握（マイナンバーの活用等）が必要となるため，直ちには実現し難いという問題点があります。

４　条例の重要性

現在，犯罪被害者の支援に特化した条例が多くの自治体で作られていますが，未制定の自治体の方が多いという現状です。

条例があれば，自治体職員の職務上の根拠・義務となるため，職員が動きやすい，業務の継続性を生む，予算が付きやすいなどのメリットがあるようです。

条例に基づく支援として紹介されていたのは，性犯罪被害者に対する事件直後の住居の提供，犯罪被害者給付金とは異なる条例上の支援金などでした。

具体的なものとして特に記憶に残ったのは，明石市における「絶歌」販売自粛の取り組みです。数年前，神戸連続児童殺傷事件の加害者が執筆した「絶歌」が出版されたことは記憶に新しいと思いますが，明石市は，条例に基づき，図書館での購入禁止，市内の書店に対する出版自粛のお願いという措置をしたところ，何らクレームもなく，明石市内における二次被害の発生を防げたということでした。

５　北欧の視察報告

ノルウェーとスウェーデンには，犯罪被害者庁があるほか，次の通り，日本にはない取り組みがなされています。

まず，ノルウエーには，暴力犯罪補償庁があります。同庁は，加害者の代わりに被害者に対して補償金を給付する組織です。そして，国が立替金を加害者から取り立てます。この取り立て役割を担うのは，回収庁という組織だそうです。実際に，2011年の連続テロの際には，この制度が機能したそうです。

また，スウェーデンには，強制執行庁というものがあります。日本の場合は，強制執行をする前提として，債務者（加害者）の資産を探索し，裁判所に差押手続を申し立てする必要がありますが，スウェーデンの場合は，強制執行庁に申し立てすれば，同庁が財産の探索から回収までやってくれるそうです。

６　パネルディスカッション

最後に，民間支援団体，学者，新聞記者，弁護士各１名による，パネルディスカッションがありました。

ここでは，犯罪被害者給付金制度の問題点，弁護士費用の公費負担などが議論されていましたが，最後に日本における被害者庁の創設についても意見が交わされました。

条例は，地域の実情に応じたきめ細かな支援ができるという意味で重要な位置づけとなりますが，地域差が生じて不公平になるという問題もあります。

それゆえ，日本でも被害者庁を創設し，縦割り行政の弊害をなくして，途切れのない支援を行うと言うことは，理想でもあります。

しかし，現実を見据えると，国の財政状況などからして，直ちに実現できるものではありません。国がお金を出すと言うことは，国民の支持があってこそのものですので，まずは，「被害者を支援するために公費が必要なら，それは国や自治体が負担すべきだ。」ということが，社会の共通認識にならなければならない，という意見もありました。

このように，乗り越えるべきことはありますが，被害者支援問題に一つの課題を提示したという意味で，良いシンポジウムでありました。　以上

報告　「刑事法ジャーナル」が 危険運転罪の拡大の意義など特集
小樽・旭川事件と自動車運転処罰法　代表　前田 敏章

私たちが求めてきた危険運転致死傷罪（以下「危運罪」）の厳正な適用と、自動車運転死傷行為処罰法（以下「処罰法」）の全般的課題について述べた貴重な論説が出ました。2017年5月刊の「刑事法ジャーナル」（成文堂 Vol.52）です。

会が求めてきた交通犯罪の重罰化

会が発足した1999年当時は、「危運罪」は無く、飲酒や危険速度など悪質な交通犯罪であっても、最高刑は懲役5年の業務上過失致死傷罪でしか裁かれませんでした。

私たちはこの「加害者天国」とも言うべき「クルマ優先社会」を改めるべく、「危運罪」制定など刑法改正とその厳正な適用を求める活動を重視して来ました。最近では2014年の小樽飲酒ひき逃げ4人死傷事件と、2016年の旭川市中島朱希さん被害事件での、「危運罪」への訴因変更を求める要請活動などがあります。（旭川事件は高裁で審理中）

そして、2001年の「危運罪」の制定から16年、改正を加えて一つの法律にまとめられた2013年の「処罰法」制定から4年、私たちの願いや活動は、改めて法体系全般の不備と課題が問われるという状況を生みだしています。

「自動車運転処罰法」見直しの要を指摘

「刑事法ジャーナル」冒頭の論説で、首都大学の星周一郎教授は「危険運転致死傷罪の拡大の意義と課題」と題し、私たちが要請署名活動を行った小樽事件の判決を評価、今後の課題として「危運罪」の構成要件のさらなる明確化などを挙げています。

さらに同氏は「現行規定に対する世論の批判の内実」の項で、その背景にある法制定の歴史的矛盾（注１）に言及しながら、「危運罪」のかなり謙抑的な適用とひきかえ、交通死傷被害の甚大さとその悲惨さ、「危運罪」適用の有無による帰結のあまりの差異、これらから生ずる世論の刑事司法に対する「不信感」などと、「適正な処罰」を求めて止まない声を指摘しています。

私は、星教授が論の終わりを、「処罰法」の法定刑について、「改めて検討が迫られるような局面が早晩訪れる可能性も否定出来ないように思われる」と結んでいることに、希望の光を感じました。

そして勇気を得たのは、星教授に続いて、同志社大学の川本哲朗教授が「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪について」という論説の結びで、「処罰法」が「弥縫（注２）的な解決に止まっている」という見方を示し、「今後はさらに検討を重ねて、総合的かつ合理的な犯罪抑止を図っていくべき」と、これも、私たちの痛切な思いを代弁する指摘をされていることです。

命の尊厳と交通犯罪抑止の刑法体系を

私たちはこれまでも、命の尊厳を普遍的価値とし、動機など「意思責任」を問うのではなく、「結果責任」を重く裁く刑罰を求めてきました（注３）。

一歩一歩ですが、被害者の視点（＝命の尊厳）からの社会正義実現（＝交通死傷被害ゼロ）のために、今後も声を挙げ続ける必要があります。

〈注１〉「従来、交通死傷事犯が刑法犯としては過失とする処罰に限られていたのは、現行刑法典が、自動車交通が普及する前に制定されたという偶然的事情のもとでの、罪刑法定主義、処罰の断片性等の、刑法の基本原則に基づく帰結であった。」（「刑事法ジャーナル」No.52、p9）

〈注２〉「びほう」と読み、「失敗･欠点などを一時的にとりつくろうこと」（広辞苑）

〈注３〉当会要望書は、「処罰法」の問題点として、①「危運罪」の「故意」の立証が難しく、適用率が極端に低いままとなっている。②死亡交通事件の６割を占める脇見などの漫然運転が、結果の重大性に見合う刑罰になっていない。③「刑の裁量的免除規定」が残されており、「交通犯罪は軽く」の底流は変わっていない。の三つを挙げています。

要望書の取り組みから

2002年以来、関係省庁宛提出を続けている要望書の取り組みですが、少しずつ願いが届いています。

報告1　国交省もISA（自動速度制御装置）に注目

私たちは、下記要望事項のように、極めて不確かで問題のある「自動運転車」ではなく、ISAなど今使える先進技術を全てのクルマに装備する「高度安全運転支援車」の普及を求めていますが、昨年11月に届いた国土交通省からの回答に、注目すべき内容がありましたので報告します。

> 要望事項6-3 後段
> 「自動運転車」のような一部の「未来の」クルマではなく、全てのクルマを対象にした安全運転支援施策を急ぐこと。自動ブレーキをや道路ごとの規制速度に応じて自動で速度制御を行う技術（ISA）等の普及と実用化を早急に図ること。

【国交省回答と資料図】

「新たな技術として、道路ごとの制限速度に応じて自動で速度制御を行う技術（Intelligent Speed Adaptation）があり、現在、メーカーにおいて開発が進められているところ。その実用化に向けて、産学官連携による先進安全自動車（ASV）推進検討会において、同システムの技術要件を検討中」

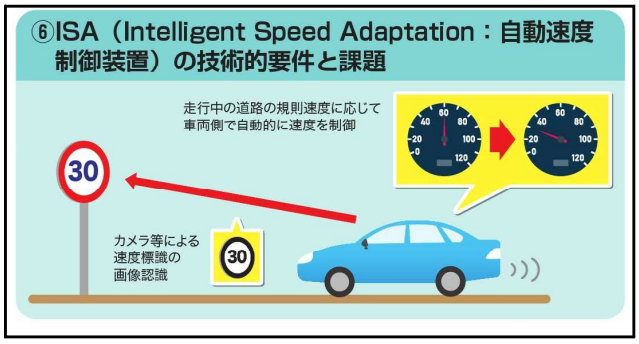

※ 上図は、回答の「検討会」において「開発・実用化の指針を定めることを念頭においた具体的な技術の検討」の一つとして示されたもの。なお図中の説明文は
上文：「走行中の道路の規制速度に応じて、車両側で自動的に速度を制御」
下文：「カメラによる速度標識の画像認識」
※右上の速度表示：60Km/h ⇒ 30Km/h

報告2　道交法改正による認知機能検査強化で免許自主返納者増

> 要望事項5-1 後段
> 「運転適性検査（医学的など）の徹底と診断義務の拡大など、免許付与条件を厳格にすること。

上記要望事項に関わり、昨年3月に改正道交法が施行され、75歳以上の運転免許保有者への認知機能検査が強化されました。（教習所などでの検査で認知症の疑いがある「第１分類」になると、医師の診断書が必要になります。経緯は会報47号参照）

改正からほぼ1年を経て、「北海道新聞」（3月13日付）が、その効用を報じています。

それによりますと、道内では、2月までの約1年間で、「認知症の恐れ」（１分類）と判定された人は1,909人に及び、うち99人が免許取り消しになったとのこと、また、75歳以上の自主返納者が8,455人と前年の1.8倍となったことは、高齢者の重大事故が相次いだ影響もあるが、認知機能検査強化の効用もある、との道警の見方を紹介しています。

貴重な前進です。クルマを決して凶器とさせない抜本的取り組みを、更に進める必要があります。

お便り紹介　「皆様の悲痛な思いを絶対に無駄にしません」

山口県の運送会社より「皆さまの手記を読ませていただきました」との暖かいメールを頂きました。

> 北海道交通事故被害者の会 様
> （前略）私は、東ソー物流グループ会社で、社員の交通安全教育、協力会社の安全教育を担っております。
> 昨日、交通安全委員会を行い、癒されぬ輪禍パートⅢの中の手記の一つを紹介させていただきました。被害者の方の悲痛な思い、その中で勇気を持って書かれている手記に涙しています。本日もその手記のコピーを協力会社の乗務員に手渡そうと、そして読んでいただきたく、出向いて来ました。
> 私たちは、被害者の方々と同じ共通認識を持ち、その悲痛な思いをしっかりと伝え、交通事故の無い世の中になる様、役立たせていただくよう努力していきます。
> 不幸にも亡くなられた方の死を、絶対に無駄にしません。私達以外にも、このような思いを持っている方は、全国に大勢おられるはずです。ご遺族に方にもお伝えください。絶対に無駄にしないと。
> 2017年10月5日　山口コーウン株式会社　総務部

また、上記メールへお礼の返信をしたところ、担当者様からは、「自分の会社だけではいけない、この小冊子を購入し幅広く皆様に読んでいただく事が大切」との社長様の言葉を添えて、「この思いが北海道だけでなく、全国そして世界に広まって行くことを願っています」とのメールを頂きました。感謝を込めて紹介させて頂きます。

※「癒やされぬ輪禍 パートⅢ」は、道交通安全活動推進センター発行の小冊子で、当会会員の手記3編（原野さん、真島さん、中嶌さん）が掲載されています。（51号参照）

編集を終えて

■今号の巻頭ページは、前号までの会員手記ではなく、会員の講話を聴講した高校生の感想文を掲載させて頂きました。会報に被害手記掲載の必要が無くなることが、当会の設立目的です。中高生の心のこもった感想文を励みに、「交通死傷ゼロ」の社会を目指したいと思います。■しかし、今年に入ってからの道内交通死者数が既に33人（3月31日現在。前年同期は23人）です。胸が締めつけられます。■前号の当欄でも書きましたが、近年の交通死傷被害は、被害者の思いが届きはじめ、関係機関等の貴重な取り組みで、一頃よりは減りました。しかしながら、社会全体の通念の麻痺（例えば、「『事故』だから仕方ない」など）は未だ根深く、それが今も年間60万人に近い死傷被害という「下げ止まり」の状況を生み出しているのではないでしょうか。■本来「道具」であるべきクルマが「凶器」となってかくも多数の加害者と被害者を派生し続けている現状を、「異常」と認識し、社会としてのクルマ使用法を抜本的に見直すことが求められます。■例えば、死傷被害の約7割を占める法令違反である脇見や安全不確認を根絶する施策が極めて不十分です。刑罰においても、脇見という重大過失で死亡させても、その殆どが執行猶予で軽く済まされています。■毎年北海道フォーラムに参加されているNSさんから、「会報を読ませて頂きました」と、次のメールが届けられました。

「（会報54号の）旭川事件の判決報告は、大変参考になりました。拳銃を空に向けて撃ったら発射罪で最高無期懲役。これを基準にすると、旭川事件のように飲酒して殺傷力の高い車を一般道で100キロ以上で走り殺人をしたのなら、素人的感覚では死刑ですね。交通犯罪抑止として、重罪化の役割は大きいと思います。同時に、インターロック、スピードリミッター、ドライブレコーダーなどを、一般車にも義務化することも重要だと思います」

■私たちが、被害の悲惨さとクルマ優先社会の見直しを必死に訴える活動は、人々の意識を変え、法律や制度を改善し、命の尊厳が真に普遍的価値となる社会に向けての、時間を要する、地道な活動です。■青野弁護士に寄稿頂いた中間利息控除率改正も、15年も前からの当会会員の被害死事件（土場さん、高橋さん）を通しての取り組みがあっての改正でした。

■交通死傷被害を軽く考える社会の麻痺を正すための大切な言葉が、ｐ３で紹介した佐藤沙耶さんの感想文「私の考える命」の中にありました。

「私は命の重さと価値は、この世界中の誰もが同じだと思います。全員の命が重く、必要のない人などいません。たしかに生きていく中で、「この人はすごい！」という人が何人もいるかもしれませんが、命の本質だけは絶対に変わりません。」

私も講話の機会には、人の命は、「その人の命」とだけ等価であって、決して購えないこと、「クルマは便利で役立っているから、ある程度の犠牲は仕方ない」とするような「危険社会」の見直しをいつも強調しています。（前）

会の日誌

2018.1.16. ～ 3.31

≪会合など≫

1/26 会報55号発送

1/10、2/14、3/14 世話人会

≪訴えの活動≫

◆1/19 小樽市立北陵中、1/23 佐呂間町立佐呂間中（白倉）

◆1/29 札幌市立栄町中、2/7 札幌高等裁判所、2/13 苫小牧自動車学校、2/19 月形学園、 3/6 苫小牧自動車学校（前田）

◆2/9 北海少年院　3/28 千歳ヤマト運輸（真島勝）

■免許停止処分者講習

1/25・3/22（前田）　2/22（真島勝）

≪いのちのパネル展≫　※予定

① 4/6 ～12 JR北広島駅エルフインパーク

② 4/19～22 東区民センター　③ 4/23～28 豊平区民センター　④ 5/7～13 白石区民センター

⑤ 5/14～19 西区民センター　⑥5/21～25 千歳市役所

写真は、昨年4月、東区民センター

お知らせ

当会の2018年定期総会・交流会は、5月12日（土）13:30～「かでる2･7」730研修室です。会員の方多数の出席を願います。